

地方公営企業とは

地方公営企業法(第3条 経営の基本原則)

地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

- 経済性を発揮 = 公営企業は、提供する財貨又はサービスの対価である料金収入によって維持される。(総務省)

地方公営企業法(第17条の2 経費の負担原則)

地方公営企業の経費は、一般会計で負担すべきものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない。

- 経営に伴う収入をもって充てなければならない = 独立採算制

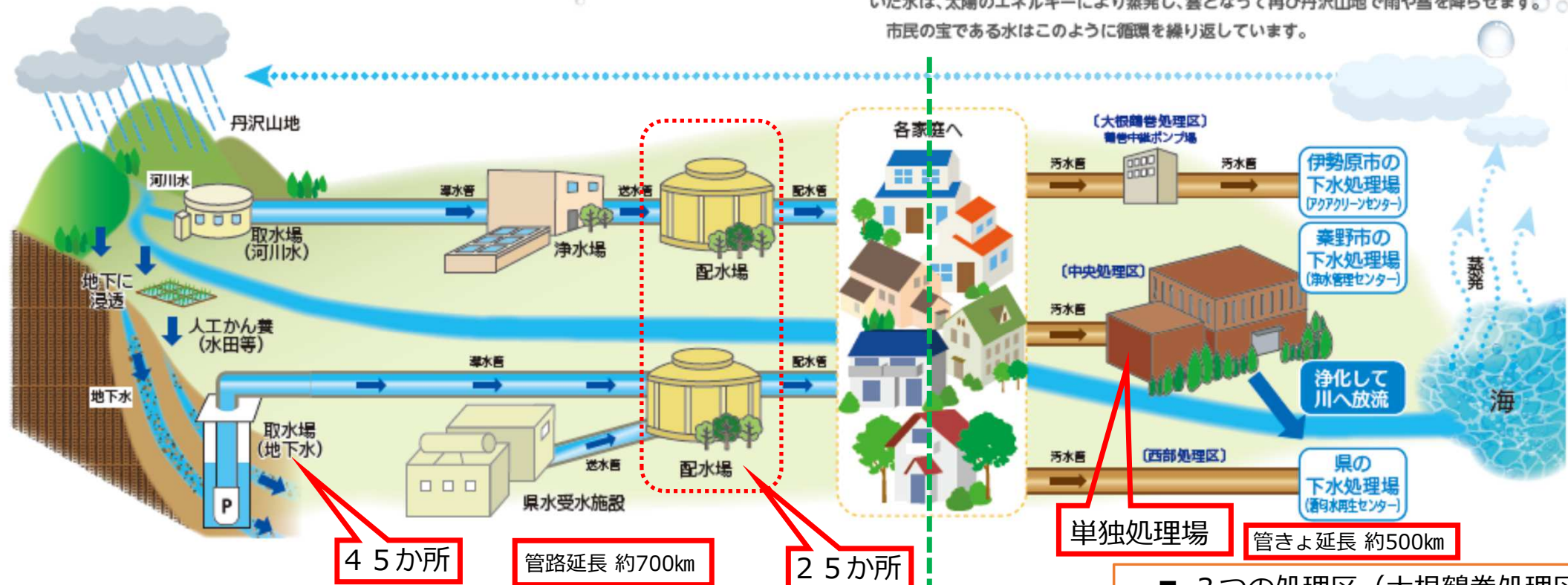
★一般会計で負担すべきもの(総務省の基準)

- ・水道事業 → 消火栓の設置や維持管理経費など
- ・下水道事業 → 雨水の処理に関する経費など

上記のような経費を除き、公営企業における水道の供給・下水道の処理に関する経費は、そのサービスの提供を受ける受益者からの「適正な料金収入」で賄うことが原則であり、独立採算で維持できている状態が求められます。

秦野の水循環 (水道と下水道)

秦野盆地では、天然の地形により、水が循環しています。丹沢の山々に降った雨や雪は、川となり、また秦野盆地の地下水となり、水道水として私たちの生活で使用され、下水処理場できれいな水となり、金目川へ放流されて海に流れていきます。そして、海に流れ着いた水は、太陽のエネルギーにより蒸発し、雲となって再び丹沢山地で雨や雪を降らせてます。市民の宝である水はこのように循環を繰り返しています。



4 5 か所

管路延長 約700km

2 5 か所

単独処理場

管きよ延長 約500km

- 水源の8割が地下水
- 浄水費用が安く、地形を生かした自然流下で配水
- 取水場や配水場の数が多く維持管理費がかかる

水道

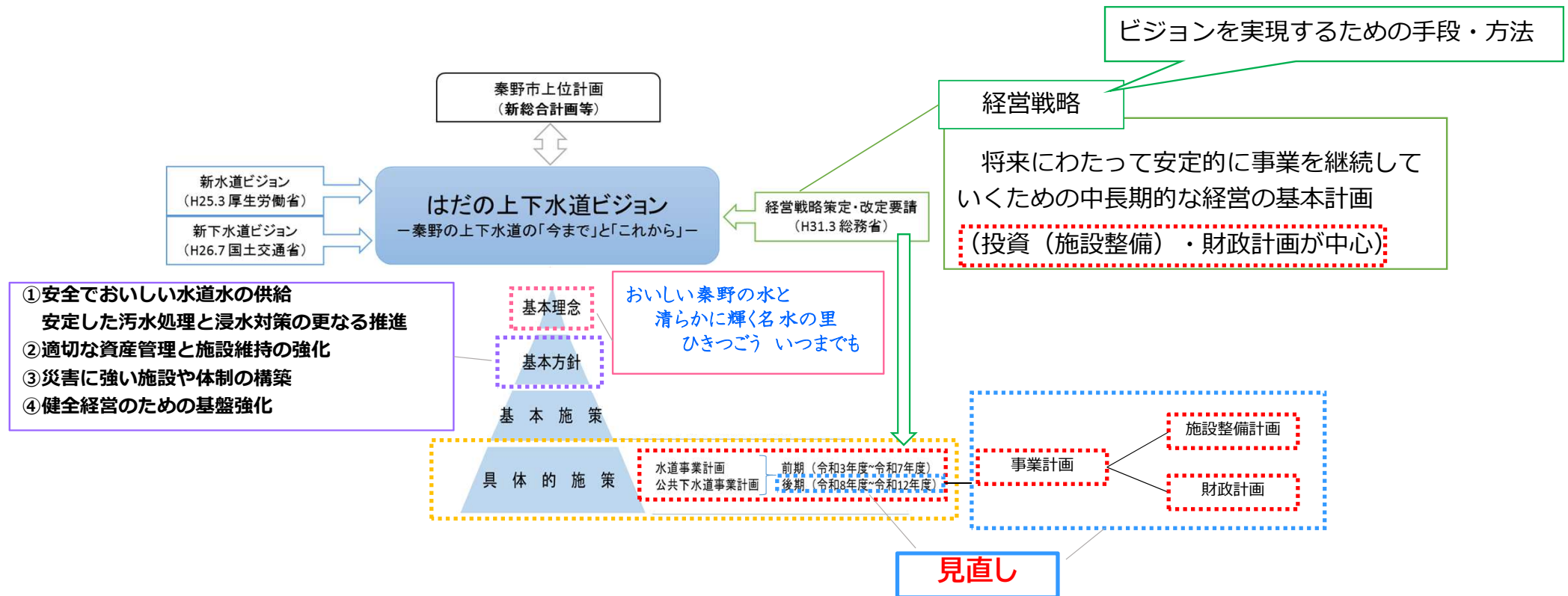
下水道

- 3つの処理区 (大根鶴巻処理区、中央処理区、西部処理区)
- 自然流下で汚水を集められるが、単独処理場のコスト負担が重い

はだの上下水道ビジョン (R3.3策定)



中長期を見据えた基本理念のもと、10年間の経営方針を定めた基本方針、取組みの方向性を定めた基本施策、具体的な事業内容を定めた施設整備計画、収支を推計した財政計画により構成



後期計画（経営戦略）の見直し

【R3.3】
ビジョン（経営戦略）策定の目的

- 更新需要増大への対応（老朽化施設の増加に伴う建設改良事業の増）
- 非常時の備えの強化（施設の耐震化の向上や雨水対策等）
- 有収水量減少への対応（人口減少や節水機器の普及等による水需要の減少）
- 経営の健全化に向けた対応（的確な財政計画に基づいた安定的な財源の確保）

- 上下水道事業計画
（施設整備計画及び財政計画
（経営戦略の中心））
期間：令和3年度から令和12年度
（前期：R3-R7・後期：R8-R12）

【R3～R6】
事業を取り巻く
環境の変化

- 人口減少等による想定を上回る水需要の減少に伴う料金収入の減
- 物価高騰や労務単価の上昇による維持管理費等の増、企業債借入金利の上昇による支払利息の増
- 能登半島地震等を教訓とした水道施設の耐震化加速による建設改良費の増
- 「秦野市バイオマス産業都市構想」に位置付けられている下水汚泥を活用したバイオマス発電事業の推進

【R7】
後期計画（経営戦略）の見直し

- ビジョンの基本理念や基本方針の継承
 - 事業を取り巻く環境の変化を踏まえた後期計画（経営戦略）の見直し
埼玉県道路陥没事故を受けた下水道管路施設の老朽化対策（点検・調査）
有機フッ素化合物（PFAS）の水質検査義務化方針（R8.4）への対応
※後期計画期間後の令和13年度から17年度までの5年間の見通しを踏まえる
- 新たな取組の反映を含む

後期計画見直しにおける収支見直し

【水道事業】

前期 (R3~R7)

●ビジョン策定時と比べ、
純利益が減 (△3.5億円)

後期 (R8~R12)

- ① 給水収益が減 (R8) (△0.7億円※)
 - ② 収益的支出が増 (R8~R12計) (+12.9億円)
 - ③ 建設改良費が増 (〃) (+33.0億円)
 - ④ 企業債が増 (〃) (+30.7億円)
- ※減額措置の影響は除く

【下水道事業】

前期 (R3~R7)

- ① 純利益が減 (△1.6億円)
- ② 繰入金 (基準外) が減 (△1.4億円)

後期 (R8~R12)

- ① 下水道使用料が減 (R8) (△0.5億円)
- ② 収益的支出が増 (R8~R12計) (+21.0億円)
- ③ 建設改良費が増 (〃) (+18.3億円)
- ④ 繰入金 (基準内) が増 (〃) (+13.5億円)
- ⑤ 企業債が増 (〃) (+23.1億円)

事業環境の変化

- ・人口減少等による水需要の減少
- ・物価や労務単価の上昇
- ・施設の耐震化加速 等

経営努力とともに、
適切な料金収入のもと
経営基盤の強化を図る

■見直し後の財政計画表は
資料4 及び 資料6 のとおり

維持管理費の推移

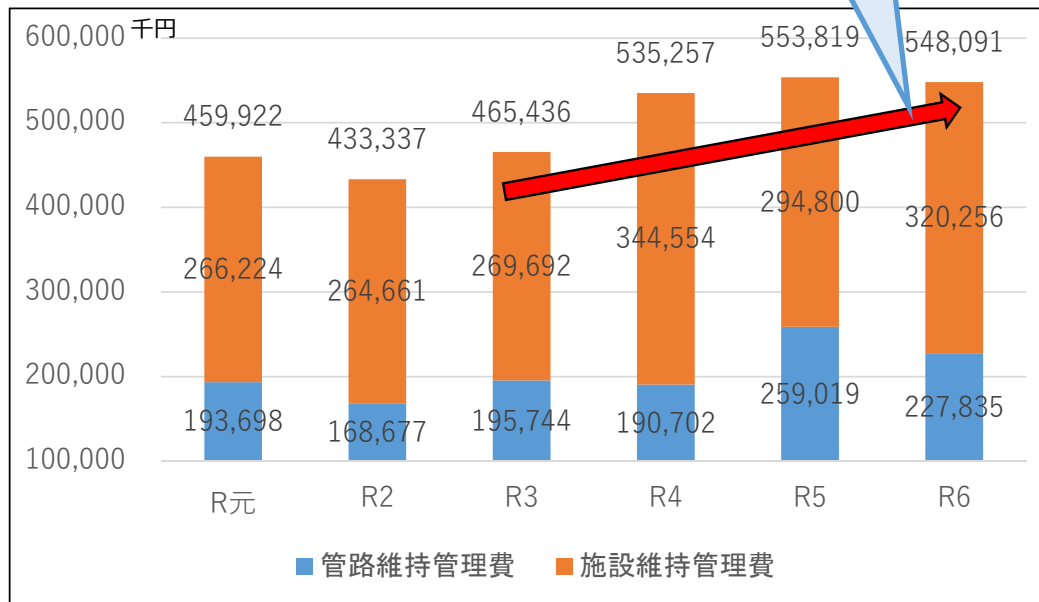
主な水道施設



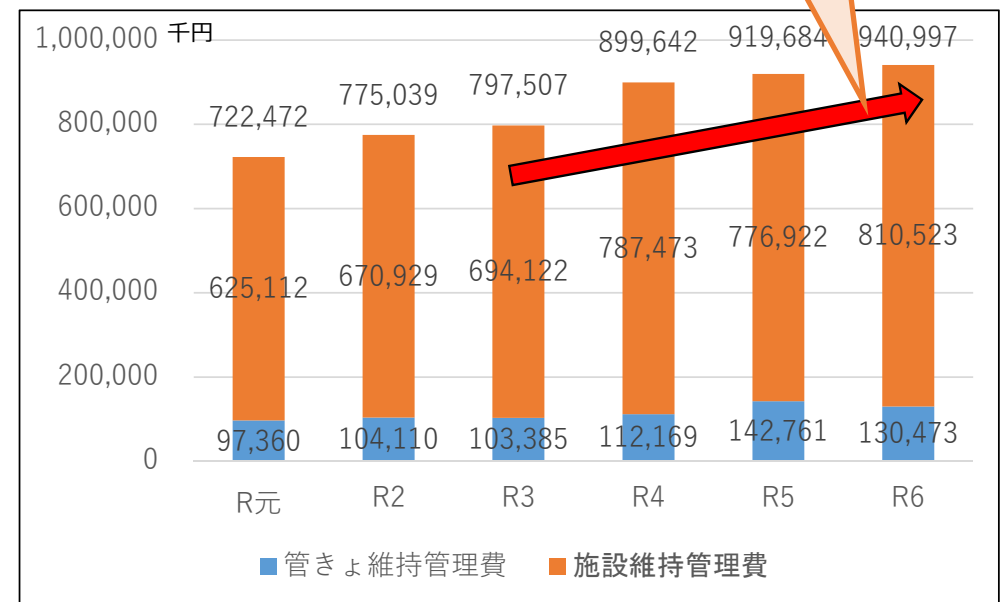
主な下水道施設



水道事業



公共下水道事業



物価高や労務単価の上昇などにより、**施設維持に要する経費が年々増加傾向。**

施設整備の取組



③ 施設整備計画の主な取り組み



更新需要増大への対応

上下水道施設は高度経済成長期を中心に整備されており、水道は令和10年度以降、公共下水道は令和12年度以降にそれぞれ老朽化に伴う更新のピークを迎えます。

そのため、両事業ともに事業の標準化を図り計画的な更新に取り組んでいます。

また、局地的な大雨による浸水被害を軽減するため、雨水管きよの整備なども計画的に進めています。



芹沢取水場(リニューアル)



水道管(小口径)の更新の様子



雨水管工事の様子

非常時の備えの強化



水道管(大口径)の更新の様子



センター内の自家発電機の更新

水道管の耐震化は最重要課題として取り組んでおり、計画を上回るペースで進めています。



災害時に対策本部となる市役所本庁舎や広域避難所などの施設から、浄水管理センターまでの管路を優先して耐震化を進めています。また、処理施設としての機能を確保するため、自家発電機の更新などを進めました。

※「広報はだの(令和7年2月1日号)」より抜粋

【建設改良費】
R3 6.3億円 → R6 14.4億円
(+8.1億円、+128.6%)



上大槻送水ポンプ場(整備中)

厳しい経営環境の中、施設を維持管理しながら、施設整備計画を推進するとともに、健全経営を維持していくためには、適切な料金収入が必要

費用の大半を固定費が占める装置産業であることから経費削減が難しい状況にあるが、

そのためには

料金改定が必要であるが、改定率を抑制するための経営努力(経費削減や収入確保)も必要

主な経営努力

効率的・効果的な水運用

六間水系に県水を送水して区域を拡大することにより、八幡山配水場の統廃合に伴う導配水管整備事業費を削減

施設の効率的な運転管理等

- ・ 下水処理で使用する機械設備（送風機）の運転方法の見直しによる電気使用量の削減
- ・ 汚水マンホールポンプにおける災害時の備えとして、非常用自家発電設備から停電時起動支援システムに見直すことによる経費の削減

資産活用

旧水道局庁舎跡地を秦野市学校給食センターの事業用地として賃貸借することによる増収

その他

- ・ 汚泥乾燥技術の実証実験（B-DASH）による下水道汚泥の処分費削減
- ・ デジタル化、民間委託の活用等による業務の合理化・効率化（未収金の解消、水洗化の普及促進）
- ・ 予防保全型の維持管理による施設の長寿命化
- ・ 事業の優先順位付けによる事業費の平準化

【削減】
5億4,200万円

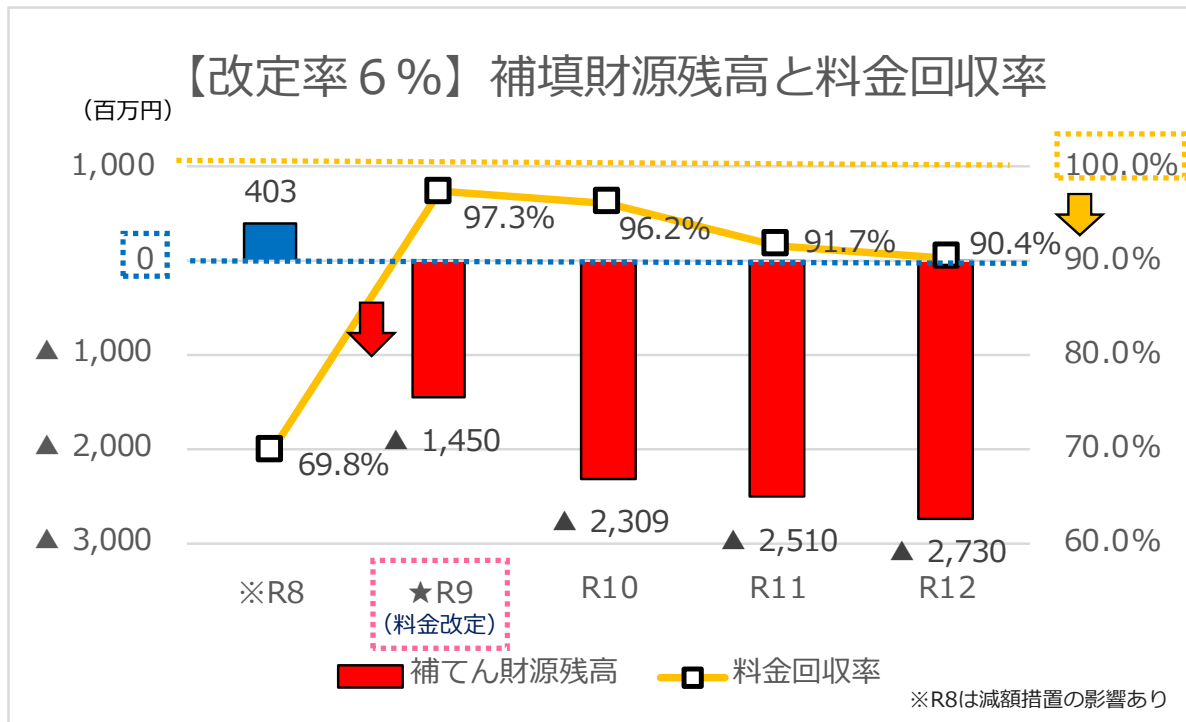
【削減】
3,400万円

【増収】
6,700万円

【効果額】（後期計画期間）
6億4,300万円

後期財政計画における主な経営指標等の見通し (ビジョンどおりの平均料金改定率 6%)

【水道事業】



●補填財源

資本的収支における支出（建設改良費や企業債の償還など）が収入（国庫補助金や企業債など）を上回る場合に、その不足分を補うための財源。（収益的収支の利益や損益勘定留保資金（現金の支出を伴わない減価償却費等）等）

単年度の予算収支だけでなく、補填財源残高を把握することにより、**中長期的に安定的な経営**を図ることができる。

●料金回収率

給水に係る費用が、どの程度給水収益で賄えているかを表した指標

事業運営に必要な経費は料金収入をもって充てるという独立採算制を基本として経営していることから、適切な料金設定により、水道施設の耐震化や更新を進め、安全安心な水の供給体制を確保する必要があるため、**100%以上が目標**。

◆ 補てん財源残高：R 9以降マイナス

◆ 料金回収率：100パーセント未満

料金回収率が100%未満でも補てん財源があれば対応できるが、マイナスとなるため事業運営が困難

【ポイント】

1 料金回収率100パーセント以上

事業運営に必要な経費は料金収入をもって充てるという独立採算制が基本

2 補填財源残高の確保（計画最終年度12億円）

中長期的に安定的な経営を図る

3 企業債残高の抑制

将来世代の負担軽減を図る

3つの案を作成

平均料金改定率

① 19パーセント（+393円/月）

② 14パーセント（+290円/月）

③ 10パーセント（+207円/月）

後期財政計画における主な経営指標等の見通し (平均料金改定率 (案) 別)

平均料金改定率 R9	給水収益 (億円) R9-R12	純利益 (億円) R9-R12	企業債残高 (億円) R12	補填財源残高 (億円) R12	企業債残高対 給水収益比率 R12	料金回収率 R12	次期改定率 見込 R13
6% (ビジョン策定時)	95	14	53	13	227.4%	105.7%	—
19% (+393円/月)	104	15	83	12	323.8%	100.0%	9%
14% (+290円/月)	99	10	87	12	355.1%	95.6%	15%
10% (+207円/月)	96	7	92	12	386.6%	92.0%	19%

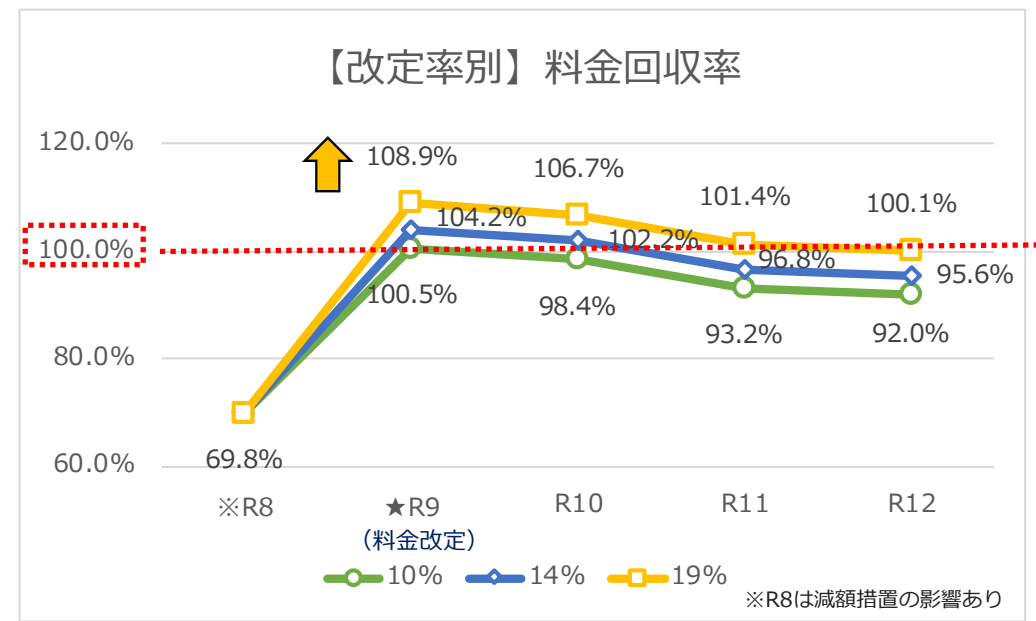
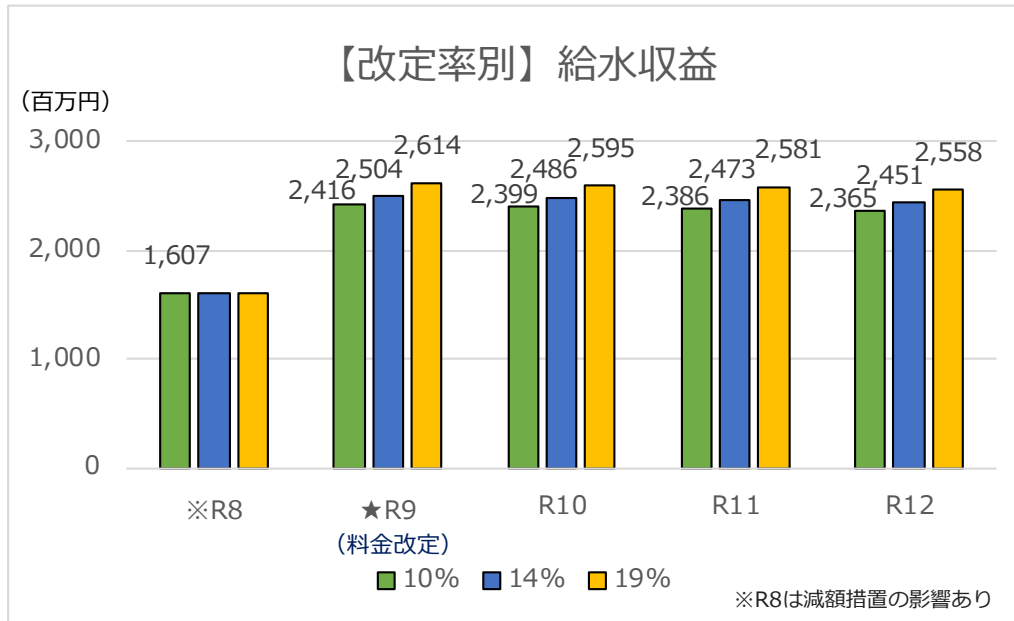
● 19パーセントがビジョン策定時の目標値に最も近い数値となる

料金改定のあり方

令和8年度の上下水道審議会において諮問

後期財政計画における主な経営指標等の見通し (平均料金改定率 (案) 別)

【水道事業】



◆ 料金改定後の給水収益 (料金収入)

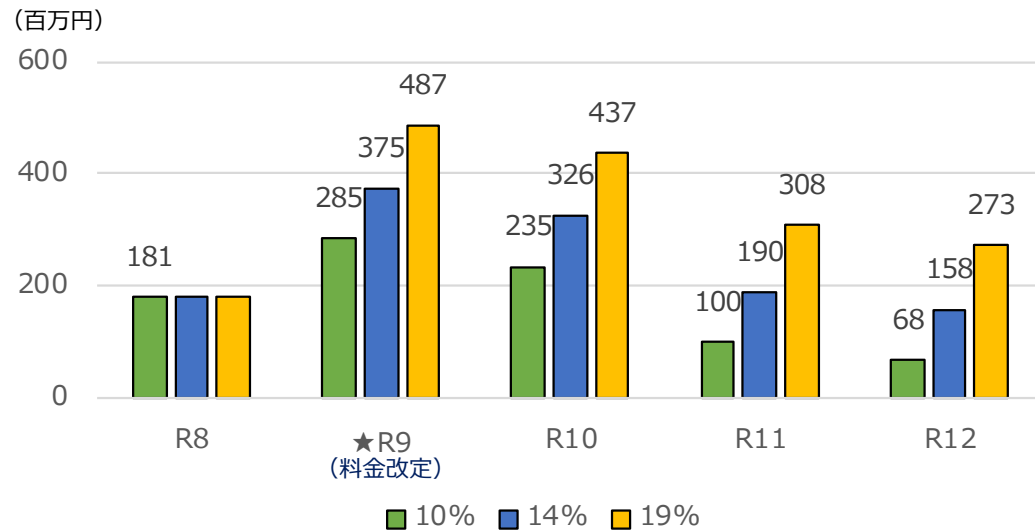
- ・ 19パーセント：約103億円
- ・ 14パーセント：約99億円
- ・ 10パーセント：約96億円

◆ 料金改定後の料金回収率

- ・ 19パーセント：計画期間を通じて100パーセント以上
- ・ 14パーセント：R9及びR10のみ100パーセント以上
- ・ 10パーセント：R9のみ100パーセント以上

後期財政計画における主な経営指標等の見通し (平均料金改定率 (案) 別)

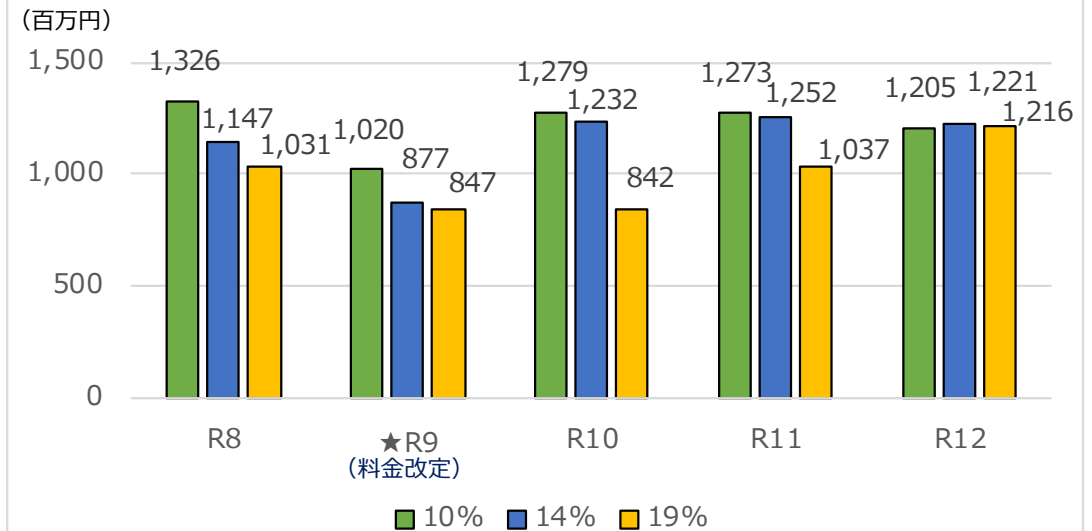
【改定率別】純利益



◆ 料金改定後の純利益

- ・ 19パーセント：約15億円
- ・ 14パーセント：約10億円
- ・ 10パーセント：約7億円

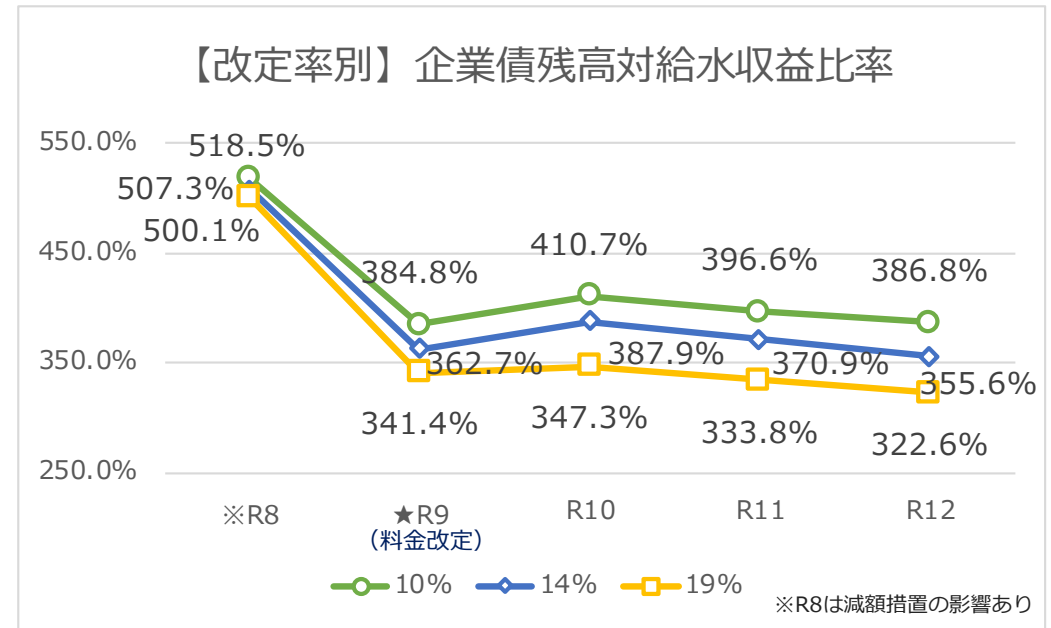
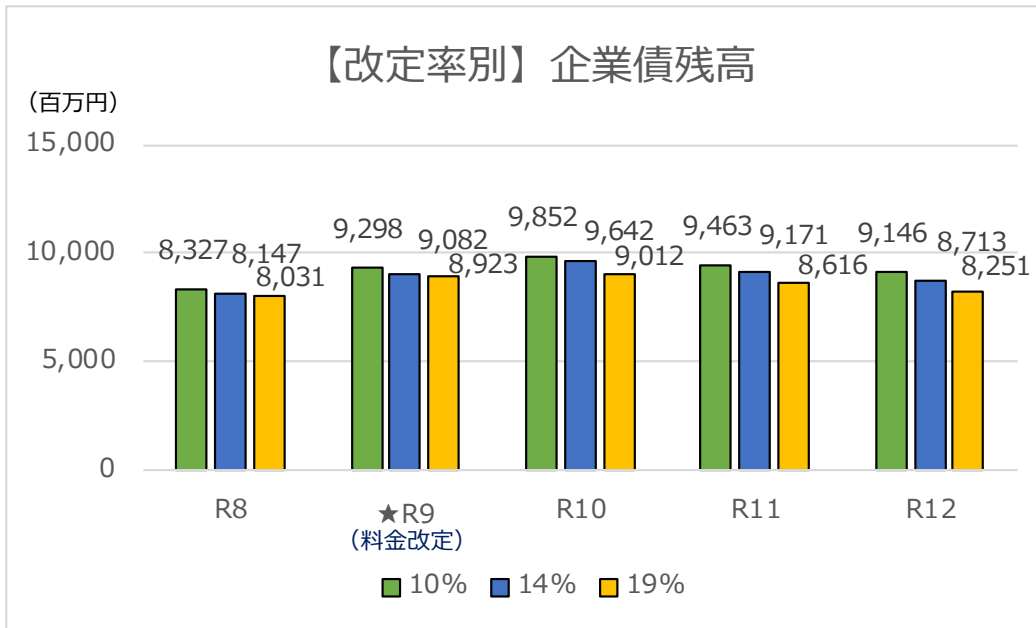
【改定率別】補填財源残高



◆ 計画最終年度の補填財源残高

- ・ いずれも約12億円
(残高確保のため企業債を活用しているため)

後期財政計画における主な経営指標等の見通し (平均料金改定率 (案) 別)



◆ 計画最終年度の企業債残高

- ・ **19パーセント：約83億円**
- ・ 14パーセント：約87億円
- ・ 10パーセント：約91億円

◆ 企業債は補填財源残高の確保に合わせ活用している。(料金収入(利益)が多い19%が発行額が最少となり、10%が最多となることから、残高は19%が最少となり、10%が最多となる。)

◆ 計画最終年度の給水収益に対する企業債残高の割合

- ・ **19パーセント：322.6パーセント**
- ・ 14パーセント：355.6パーセント
- ・ 10パーセント：386.8パーセント

経営の基本事項等の見直し

【水道事業】

P	事項	現行	見直し（案）
176	(2) 経営の基本事項（戦略①） ウ 基本事項 ② 単年度純利益の確保	経営の健全性を確保するため、計画期間中の単年度において、純利益（黒字）を確保する	同左
	③ 補填財源残高（内部留保資金）の確保	計画期間中は現計画で設定していた8億円を下回らないよう維持し、計画最終年度は4億円を上乗せする	同左
	④ プライマリーバランスの確保と企業債残高の縮減	④ プライマリーバランスの確保と企業債残高の縮減	④ プライマリーバランスの確保と企業債残高の縮減（ 建設改良費が10億円を下回る令和11年度以降 ）
		施設の大量更新の時期に入ったことから、前期については単年度のプライマリーバランスを確保し、後期は借入額を4億円以下として、計画最終年度に企業債残高の縮減を県平均水準以下となるよう努める。	施設の大量更新の時期に入ったことから、前期については、 原則 、単年度のプライマリーバランスを確保する。 後期は令和10年（2028）度以降の借入額を抑制し、後期の平均借入額を7.5億円以下とすることにより、企業債残高の縮減に努める。

P	事項	現行	見直し(案)
176	(3) 目標値(戦略②)	ア 料金回収率	料金改定以降、毎年度末100%以上
177		イ 総収支比率	毎年度末100%以上
		ウ 補填財源残高	令和12(2030)年度末には12億円程度を確保
178		エ 水道事業基金	基金残高目標額を5億円とし、目標額到達後は同額の水準を維持
		オ 企業債残高	令和12(2030)年度末に企業債残高を53億2,000万円まで縮減し、県平均水準以下とする
179	(4) 料金の改定		令和5(2023)年4月1日に7%、令和9(2027)年4月1日に6%の料金の引上げ
	(5) 財政計画における主な算定条件	イ 職員数は令和3(2021)年度の配置予定人数を使用	イ 職員数は令和8(2026)年度の配置予定人数を使用

後期料金改定以降、毎年度末100%以上

同左

同左

同左

建設改良事業のピーク期である令和9(2027)年度までは、借入額を10億円超とするが、その後は平均4億円以下とすることにより、残高を縮減していく

令和5(2023)年**10**月1日に7%、令和9(2027)年4月1日に**19**%の料金の引上げ

イ 職員数は令和**8(2026)**年度の配置予定人数を使用

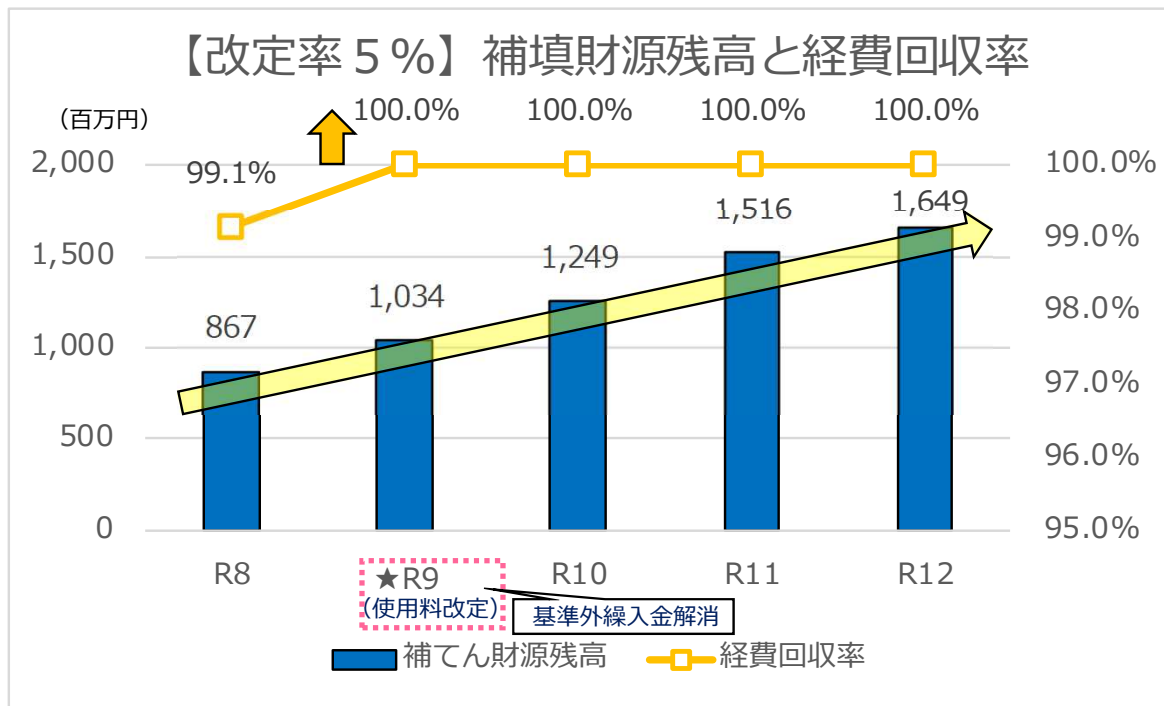
※「P」は上下水道ビジョンのページ番号

P	事項		現行	見直し（案）
179	(5) 財政計画における主な算定条件		エ 施設や管路の維持管理費用は、平成28（2016）年度～令和元（2019）年度の実績平均や人件費の増などを見込んだ数値	施設や管路の維持管理費用は、 令和6（2024）年度 の実績や労務単価の上昇などを見込んだ数値
180			オ 除却費は平成28（2016）年度～30（2018）年度の平均	除却費は、 令和4（2022）年度～令和6（2024）年度 の平均
			カ 減価償却費は現行の台帳を基に令和3（2021）年度以降の建設改良費分を上乗せ	減価償却費は現行の台帳を基に 令和7（2025）年度 以降の建設改良費分を上乗せ
181	(6) 企業努力	エ 厚生労働省・生活基盤施設耐震化等交付金（県補助金）の不採用	交付要件確保のために、プライマリーバランスが最大7年間にわたり赤字となる企業債の借入が必要となることに加え、令和12（2030）年度の企業債残高は令和3（2021）年度の残高から増額となるとともに、補填財源残高は必要以上の確保となってしまいます。一方、県補助金を活用しない場合は、プライマリーバランスの黒字を維持しつつ、企業債残高を大幅に縮減し、補填財源残高も適正額の確保となることから、県補助金は不採用とし、将来世代の負担軽減を図り、健全経営を推進します。	削除

※ 「P」は上下水道ビジョンのページ番号

後期財政計画における主な経営指標等の見通し (ビジョンどおりの平均使用料改定率5%)

【下水道事業】



- ◆ 補てん財源残高：逦増しR12に16億円
- ◆ 経費回収率：R9以降100パーセント
- ◆ 基準外繰入金：R9に解消（ゼロ）

補てん財源残高はR12の目標値である21億円に達しないが、基準外繰入金の増額ではなく、R9での解消を優先する。
 なお、R15には21億円に達すると見込む

計画見直しにおけるポイント

【下水道事業】

【ポイント】

1 経費回収率100パーセント

- ・事業運営に必要な経費は使用料収入をもって充てるという独立採算制が基本
- ・国庫補助金の交付要件（経費回収率の向上）

※経費回収率の向上に向けたロードマップ（R9の使用料改定により100%を見込む）を国交省へ提出済

2 補填財源残高の確保

- ・中長期的に安定的な経営を図る

3 繰入金金の縮減

- ・基準外の解消（R9）とともに、厳しい財政状況を考慮し一般会計負担の軽減を図る



平均使用料改定率

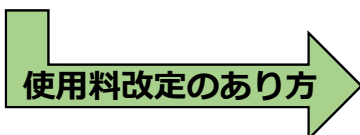
5パーセント（+131円/月）

（ビジョンどおり）

後期財政計画における主な経営指標等の見通し

【下水道事業】

平均使用料 改定率 R9	使用料収入 (億円) R8-R12	繰入金額 (億円) R8-R12	補填財源残高 (億円) R12	経費回収率 R12	次期改定率見込 R13
5% (ビジョン策定時)	113	69	21	102.6%	0% (改定なし)
5% (+131円/月)	<u>111</u>	82	16	<u>100.0%</u>	



令和8年度の上下水道審議会において諮問

経営の基本事項等の見直し

【下水道事業】

P	事項		現行	見直し（案）
228	(2) 経営の基本事項（戦略①）	ウ 基本事項 ③ 補填財源残高（内部留保資金）の確保	計画最終年度に21億円を確保する。なお、計画最終年度には、これとは別に災害復旧費として公共下水道基金（仮称）を新設し、3億円を確保する。	計画最終年度に 16億円 を確保する。なお、計画最終年度には、これとは別に災害復旧費として公共下水道基金（仮称）を新設し、3億円を確保する。
		④ プライマリーバランスの確保と企業債残高の縮減	汚水事業については、管きよの本格更新が令和8（2026）年度から始まることから、1期間における企業債の借入上限平均を5億円以下とし、 <u>雨水事業については、短期に集中投資する計画が完了したため、単年度のプライマリーバランス確保により、計画最終年度に企業債残高の縮減を県平均水準以下となるよう努める。</u>	汚水事業については、管きよの本格更新が令和8（2026）年度から始まることから、1期間における企業債の借入平均を 6.5億円 以下とし、 <u>雨水事業については、短期に集中投資する計画が完了したため、1期間におけるプライマリーバランス確保により、企業債残高の縮減に努める。</u>
		⑤ 一般会計からの基準外繰入金の解消	公共下水道事業費の負担には適正負担が原則であり、 <u>総務省が示した一般会計からの繰入基準に従った繰入金とする。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響による市民生活等の回復や急激な市民負担の増加は避ける必要があるため、後期の使用料改定での解消に努める。</u>	公共下水道事業費の負担には適正負担が原則であることから、 <u>昨今の事業費の高騰等により増加傾向にある基準内繰入金（総務省が示した繰入基準に基づく一般会計からの繰入金）を適正額とするとともに、後期の使用料改定での基準外繰入金の解消に努める。</u>

※ 「P」は上下水道ビジョンのページ番号

P	事項	現行	見直し（案）
228	(3) 目標値（戦略②） ア 経費回収率	後期の使用料改定以降、経費回収率100%以上	後期の使用料改定以降、経費回収率 100%
229	ウ 補填財源残高	令和12（2030）年度末には21億円を確保	令和12（2030）年度末には 16億円 を確保
230	エ 公共下水道事業基金（仮称）	令和12（2030）年度末に公共下水道事業基金（仮称）を設立	同左
	オ 企業債残高	令和12（2030）年度末に企業債残高を <u>190億2,200万円まで縮減し、 県平均水準以下とする</u>	令和12（2030）年度末に企業債残高を 202億9,200万円まで縮減する
231	カ 一般会計からの繰入金	基準外として扱う繰入金は令和9（2027）年度末に0円にする	同左

P	事項	現行	見直し(案)
232	(4) 使用料の改定	令和5(2023)年4月1日に5%、令和9(2027)年4月1日に5%の使用料の引上げ	令和5(2023)年 <u>10</u> 月1日に5%、令和9(2027)年4月1日に5%の使用料の引上げ
	(5) 財政計画における主な算定条件	ウ 職員数は令和3(2021)年度の配置予定人数を使用	ウ 職員数は <u>令和8(2026)年度</u> の配置予定人数を使用
	(5) 財政計画における主な算定条件	オ 施設や管きよの維持管理費用は、平成28(2016)年度～令和元(2019)年度の実績平均や人件費の増などを見込んだ数値	施設や管きよの維持管理費用は、 <u>令和6(2024)年度</u> の実績や労務単価の上昇などを見込んだ数値
		カ 除却費は平成28(2016)年度～30(2018)年度の平均	除却費は、 <u>令和2(2020)年度～令和6(2024)年度</u> の平均
		キ 減価償却費は現行の台帳を基に令和3(2021)年度以降の建設改良費分を上乗せ	減価償却費は現行の台帳を基に <u>令和7(2025)年度</u> 以降の建設改良費分を上乗せ

※「P」は上下水道ビジョンのページ番号

直近の県内他市等（他事業体）における改定状況

参考

※ 1 か月20m³使用した場合

【水道事業】

事業体名	改定年月	改定率	料金（円）			備考
			改定前	改定後	増額	
県企業庁	R6.10	16%	2,509	2,988	479	3年間で22%の改定
	R7.10	19%		3,070	561	
	R8.10	22%		3,147	638	
南足柄市	R7.7	22.8%	1,595	1,949	354	一般会計からの繰入金により改定率を抑制
座間市	R8.4	18.78%	2,248	2,684	436	

直近の県内他市（他事業体）における改定状況

参考

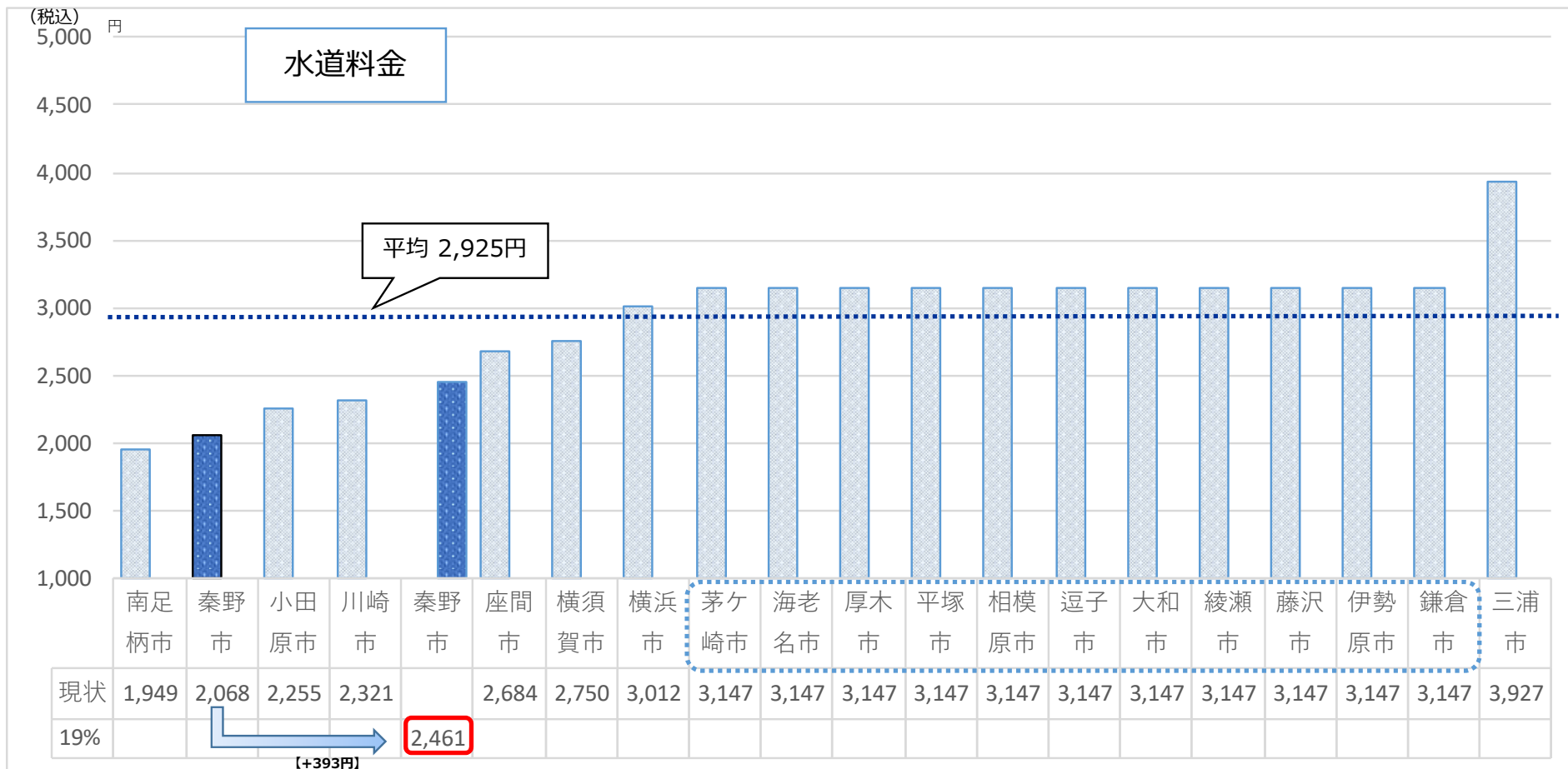
※ 1か月20m³使用した場合

【公共下水道事業】

事業体名	改定年月	改定率	使用料（円）			備考
			改定前	改定後	増額	
横須賀市	R5.4	8.3%	2,443	2,670	227	
鎌倉市	R5.4	16.6%	2,302	2,754	452	R8改定予定あり
藤沢市	R5.7	12.5%	2,203	2,487	284	
綾瀬市	R5.10	8.0%	2,289	2,470	181	
伊勢原市	R6.4	10.0%	2,355	2,582	227	R11改定予定あり
大和市	R7.4	23.34%	2,292	2,825	533	
三浦市	R8.7	16.0%	3,047	3,539	492	
逗子市	R8.7	40.0%	2,147	2,857	710	

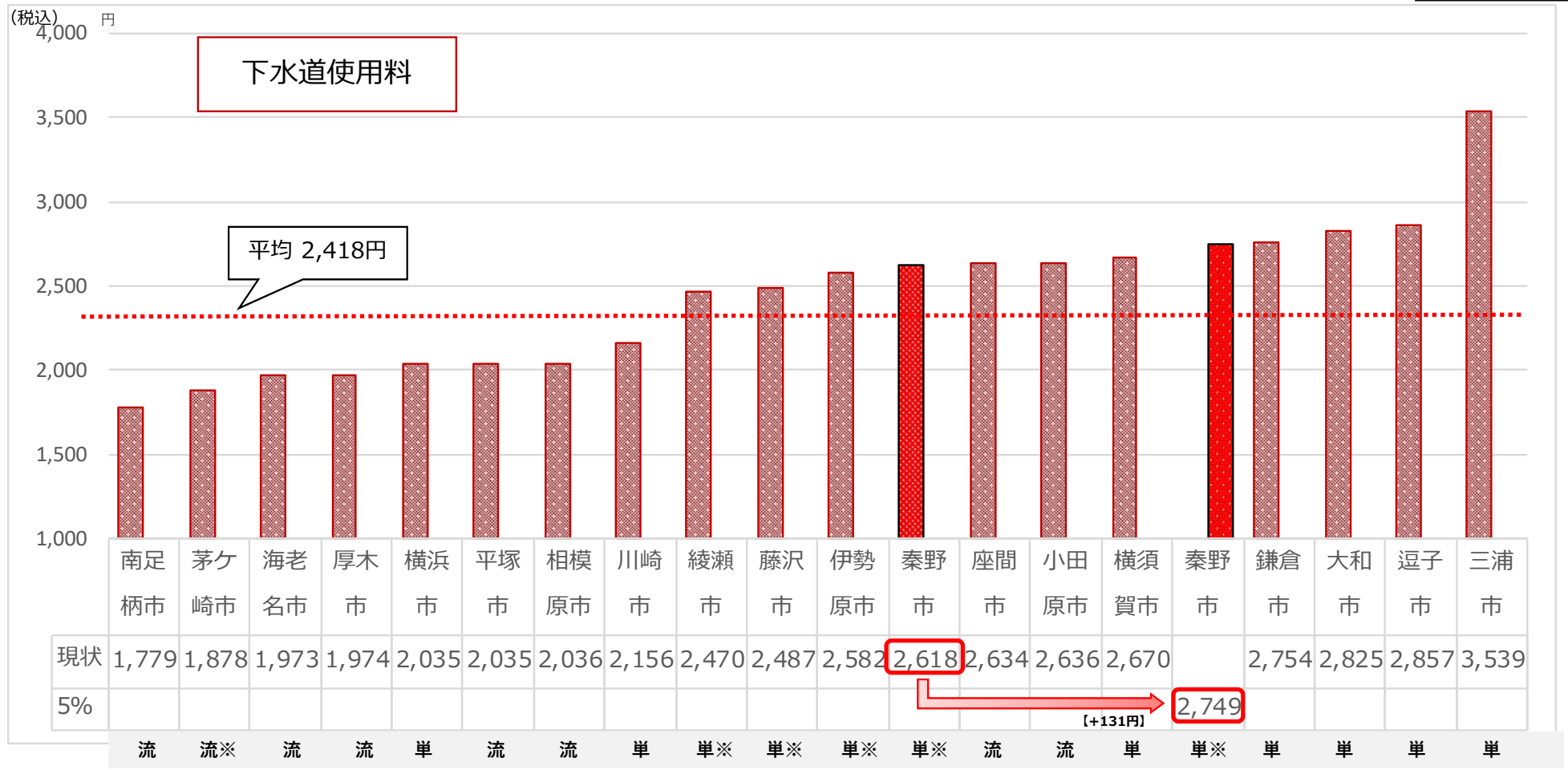
県内他団体との比較

令和9年3月31日現在（見込） ※1か月20m³使用した場合



神奈川県営水道

参考



単：単独公共下水道
 単※：単独と流域の処理区があるが単独の割合が高い
 流：流域関連公共下水道
 流※：単独と流域の処理区があるが流域の割合が高い